

# 資料編

## 資料編

# 統計に見る松阪市の現状

## 1. 人口と世帯数の推移

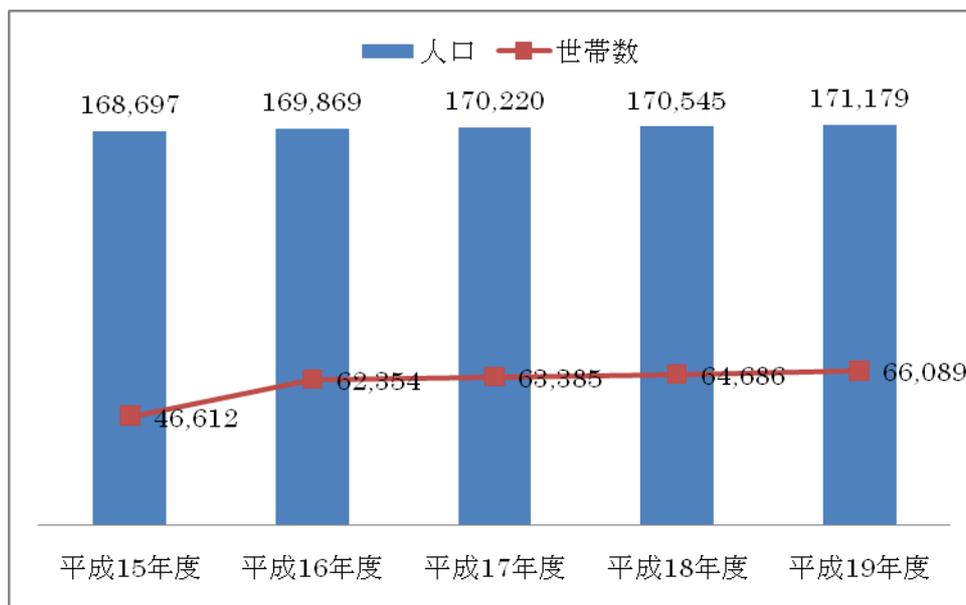


図 1 人口と世帯数の推移

図1のように、松阪市の人口は、年々増加していますが、人口増加を上回って世帯数が増加しています。このことは、1世帯あたりの世帯人員の減少を意味しており、核家族化および単身高齢者世帯の増加が進んでいることを意味しています。平成15年（2003年）に一世帯あたりの世帯人員は、約3.62でしたが、年々減少し、平成19年（2007年）には約2.59になっています。

## 2. 少子高齢化率の推移

松阪市の人口は、合併により大きく増加しましたが、少子高齢化の進展が顕著になっています。本市の出生者数は、大幅に減少しているわけではありませんが、平成14年（2002年）には国及び県平均を上回っていた合計特殊出生率は、平成18年度（2006年）は国及び県の平均をともに下回る結果となり、一方で高齢者人口の比率は上昇していることから、今後急激な高齢化が進展すると見込まれます（図2参照）。特に、地区別でみると飯高、飯南管内における高齢化の進展が顕著になっています（表1参照）。

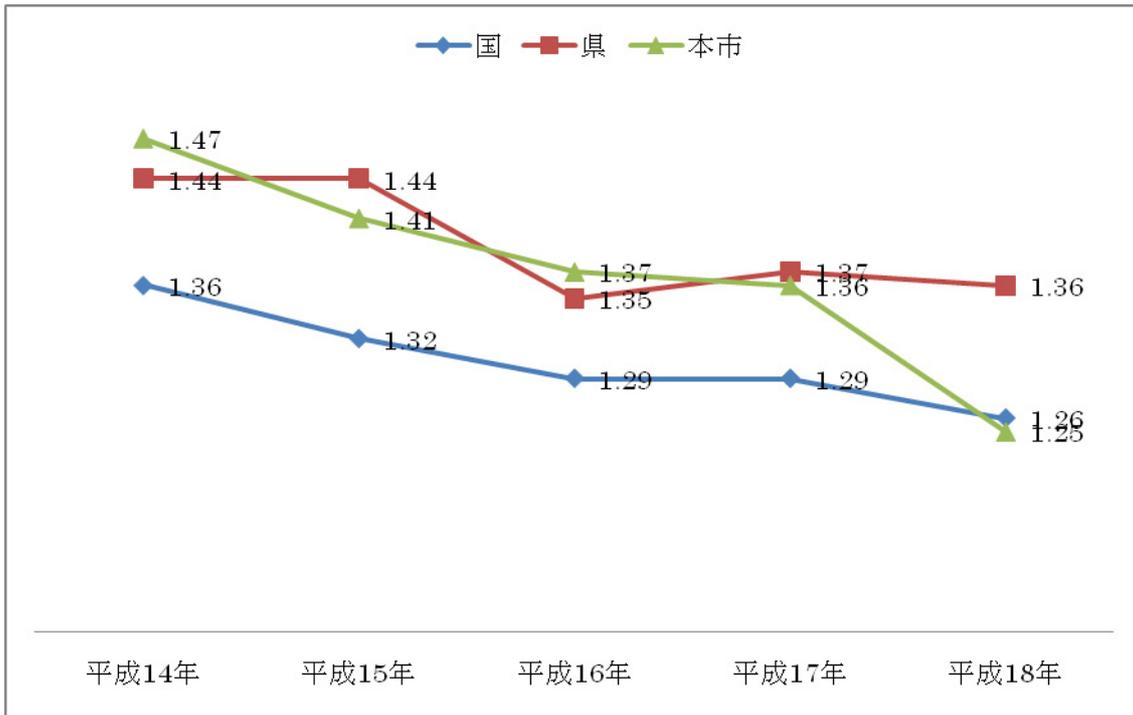


図 2 合計特殊出生率の推移

表 1 各管内別の高齢化率

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
松阪市全体	21.3	21.5	21.8	22.3	22.8
本庁管内	20.4	20.6	20.9	21.5	22.1
嬉野管内	21.8	21.9	22.1	22.6	23.2
三雲管内	18.5	19.0	18.8	18.4	18.4
飯南管内	30.7	31.1	31.9	32.3	32.9
飯高管内	36.0	36.4	37.1	38.6	39.5

### 3. 年齢別人口の推移

年齢三分区（0～14歳を年少人口、15～64歳を生産年齢人口、65歳以上を老年人口）別の人口を昭和50年（1975年）と平成17年（2005年）で比較すると、表2のように、すべての管内で老年人口の上昇が見られます。また、15歳未満の年少人口の割合は、減少しています。このことから本市において少子高齢化が進行していることが伺えます。

表 2 管内別の年齢別人口の推移

年次	区分	総数		地区(管内)別人口				
		人口	比率(%)	本庁	嬉野	三雲	飯南	飯高
昭和 50 年	15 歳未満	32,585	22.1	24,502	2,976	1,939	1,540	1,628
	15 歳～64 歳	98,590	67.0	73,399	9,545	5,901	4,905	4,840
	65 歳以上	15,942	10.8	10,974	1,613	1,038	1,078	1,239
昭和 55 年	15 歳未満	33,186	21.7	25,052	3,494	1,946	1,306	1,388
	15 歳～64 歳	101,487	66.3	75,516	10,584	6,064	4,786	4,537
	65 歳以上	18,511	12.1	12,912	1,916	1,171	1,165	1,347
昭和 60 年	15 歳未満	32,242	20.4	24,071	3,635	1,991	1,285	1,260
	15 歳～64 歳	105,229	66.5	78,297	11,461	6,404	4,633	4,434
	65 歳以上	20,684	13.1	14,518	2,233	1,285	1,276	1,372
平成 2 年	15 歳未満	28,334	17.8	21,082	3,192	1,822	1,163	1,075
	15 歳～64 歳	107,523	67.4	80,886	11,793	6,673	4,287	3,884
	65 歳以上	23,761	14.9	16,755	2,624	1,443	1,441	1,498
平成 7 年	15 歳未満	26,169	16.0	19,755	2,729	1,820	1,039	826
	15 歳～64 歳	108,189	66.3	82,283	11,903	6,792	3,830	3,381
	65 歳以上	28,772	17.6	20,411	3,271	1,723	1,659	1,708
平成 12 年	15 歳未満	24,287	14.8	18,499	2,397	1,906	819	666
	15 歳～64 歳	106,761	64.9	81,375	11,696	7,267	3,471	2,952
	65 歳以上	33,456	20.3	23,853	3,791	1,985	1,890	1,937
平成 17 年	15 歳未満	23,183	13.7	17,591	2,482	1,942	641	527
	15 歳～64 歳	108,130	64.0	82,350	12,307	7,747	3,204	2,522
	65 歳以上	37,541	22.2	27,145	4,172	2,316	1,955	1,953

出所：「国勢調査」（昭和 50 年～平成 17 年）

#### 4. 高齢者夫婦世帯、単身高齢者世帯、65 歳以上の親族のいる世帯の状況

高齢者夫婦世帯数、単身高齢者世帯、65 歳以上の親族のいる世帯は、昭和 60 年（1985 年）と比較して著しく増大しています。

特に、昭和 60 年（1985 年）と比較して、高齢者夫婦世帯は約 4 倍、単身高齢者世帯は約 3 倍も増加しています（表 3）。高齢者夫婦世帯や単身世帯が、必ずしも支援を必要とする世帯とはいえませんが、一人暮らしの高齢者は、ちょっとしたきっかけで閉じこもりがちになったり、孤独死や認知症、悪徳商法の被害などの不安を抱えています。また、高齢者夫婦世帯も老老介護といった不安を抱えている方が多いのも事実です。本市ではこうした世帯が今後ますます増加していくことが予想されており、単身および高齢者夫婦世帯に対する行政及び地域の支援が不可欠な状況になっています。

表 3 各管内別高齢者夫婦世帯数、単身高齢者世帯数、65歳以上の親族のいる世帯数

項目		昭和 60 年度	平成 2 年度	平成 7 年度	平成 12 年度	平成 17 年度
高齢者夫婦世帯	松阪市全体	1,316	1,919	2,891	3,997	5,105
	本庁管内	953	1,383	2,036	2,828	3,390
	嬉野管内	129	206	348	518	910
	三雲管内	56	77	133	183	291
	飯南管内	79	110	150	194	249
	飯高管内	99	143	224	274	265
単身高齢者世帯	松阪市全体	1,639	2,098	2,788	3,898	4,904
	本庁管内	1,269	1,621	2,156	3,023	3,566
	嬉野管内	126	155	225	327	682
	三雲管内	42	64	105	143	195
	飯南管内	87	111	131	173	202
	飯高管内	115	147	171	232	259
六十五歳以上の親族のいる世帯	松阪市全体	15,519	17,088	19,829	22,533	24,774
	本庁管内	10,915	12,082	14,077	16,181	17,240
	嬉野管内	1,630	1,841	2,222	2,505	3,520
	三雲管内	947	1,008	1,191	1,342	1,502
	飯南管内	980	1,051	1,158	1,232	1,255
	飯高管内	1,047	1,106	1,181	1,273	1,257

出所：「国勢調査」（昭和 60 年～平成 17 年）

## 5. 前期高齢者、後期高齢者の状況

また、前期高齢者は約 1.6 倍、後期高齢者数は 2.1 倍に増加しています（表 4）。後期高齢者は、前期高齢者と比べ、介護や医療を必要とする方の割合が高く、こうした点からも行政の施策と同時に地域での支え合いが必要となってきたことが伺えます。

表 4 各管内別前期高齢者・後期高齢者数

項目		昭和 60 年度	平成 2 年度	平成 7 年度	平成 12 年度	平成 17 年度
前期高齢者	松阪市全体	12,200	13,498	17,220	20,586	19,489
	本庁管内	8,678	9,542	12,243	14,051	14,297
	嬉野管内	1,284	1,558	2,028	2,217	2,140
	三雲管内	749	784	996	1,171	1,204
	飯南管内	728	825	985	2,102	925
	飯高管内	761	789	968	1,045	923
後期高齢者	松阪市全体	8,434	10,263	11,552	13,915	18,052
	本庁管内	5,840	7,213	8,168	9,802	12,848
	嬉野管内	899	1,066	1,243	1,574	2,032
	三雲管内	536	659	727	814	1,112
	飯南管内	548	616	674	845	1,030
	飯高管内	611	709	740	880	1,030

出所：「国勢調査」（昭和 60 年～平成 17 年）

## 6. 児童扶養手当受給者数

近年、児童扶養手当受給者数は増加傾向にあります（表 5、図 3 参照）。児童扶養手当は仕事と育児を両立する母子世帯の生計の安定に重要な役割を果たしていますが、受給者数の増加はこうした世帯の増加をも意味しており、金銭給付だけではなく支援の必要性があると考えられます。

なお、児童扶養手当受給者数とは、児童扶養手当は、父と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するために支給している手当です。

表 5 児童扶養手当受給者数（人）

年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
人数	1,350	1,355	1,466	1,503	1,569

※平成 19 年度は、10 月末日の実績。それ以外は 3 月末の実数。

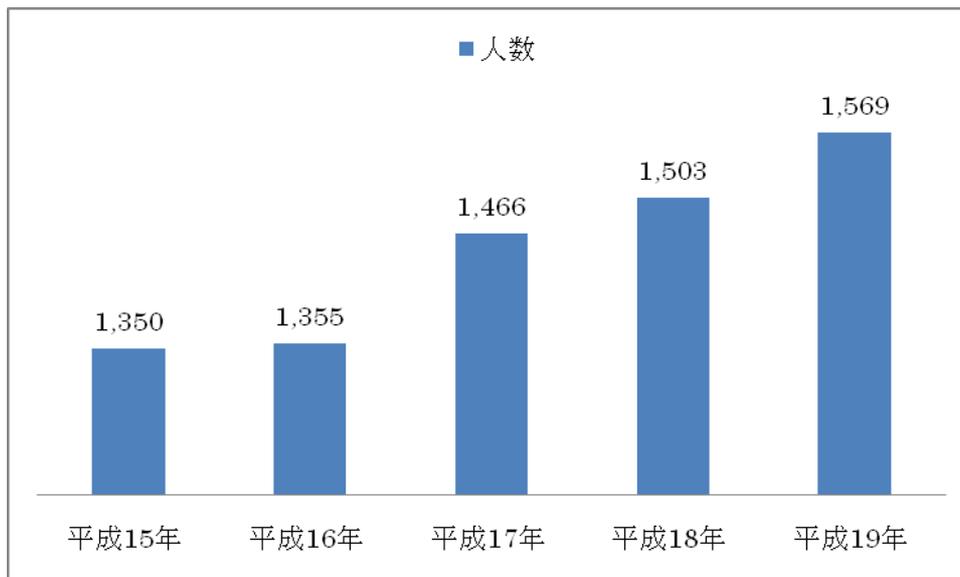


図 3 児童扶養手当受給者数の推移

## 7. 要介護認定状況と地域包括支援センター（各年 4 月 1 日現在）

### 要介護認定状況

要介護認定状況を見ると、合併後も着実に増加し、平成 19 年（2007 年）4 月 1 日は 7,635 人が認定を受けています（図 4、表 6）。高齢化の進展により、要介護高齢者数は増加していくことが見込まれ、介護保険事業の着実な実施と介護予防の必要性がますます高まっています。

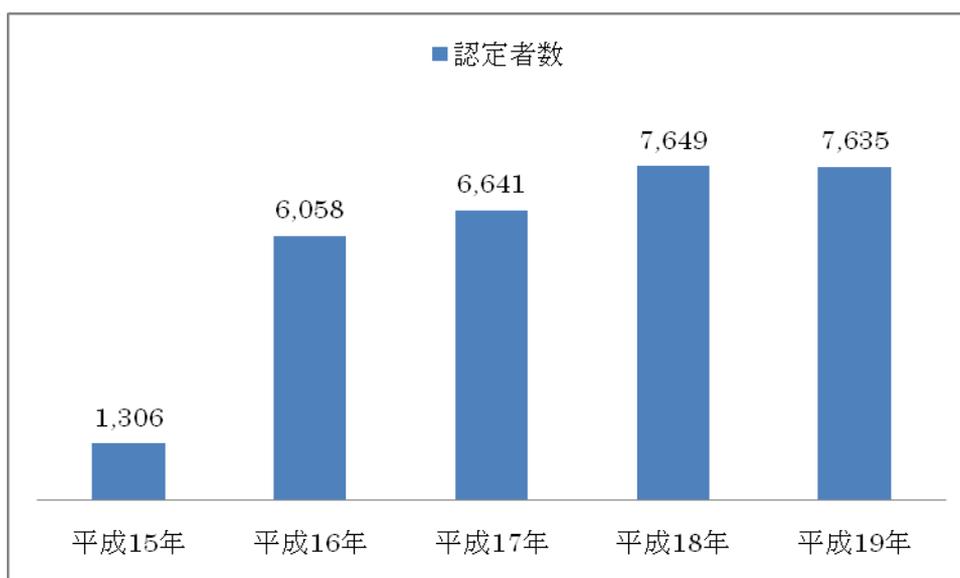


図 4 要介護認定者数の推移

**表 6 要介護認定状況**

	平成 15 年 度	平成 16 年 度	平成 17 年 度	平成 18 年 度	平成 19 年 度	合計
認定者 数	1,306	6,058	6,641	7,649	7,635	29,289

**地域包括支援センターの相談実績**

平成 18 年（2006 年）4 月の介護保険改正により、市町村に設置が義務付けられた地域包括支援センターの相談件数は、設置数を 3 ヶ所から 5 ヶ所に増やしたこともあり、前年を上回って増加しています（表 7）。今後、地域包括支援センターが地域に定着し、民生委員・児童委員や地区福祉会などと連携したニーズの掘り起しなどが可能になれば、相談件数はより増加することが予想されます。

**表 7 地域包括支援センター数と相談実績**

期 間	地域包括支援センター数	相談件数	月平均
平成 18 年 4 月～平成 19 年 3 月	3	2,663	266
平成 19 年 4 月～平成 19 年 9 月	5	1,955	326

**8. 障がい者の状況**

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者数は、表 8 の通りです。手帳を所持している方だけでも、松阪市の人口の約 4.3%の方が何らかの障がいを抱えて生活を送っていることとなります。障がい者数が急激に増減することはないとしても、こうした何らかの障がいとともに生活をする市民が、地域の中で安心して暮らせるように市そして地域が支援をしていく必要があります。

**表 8 身体障害者手帳所持者数・療育手帳所持者数・精神障害者保健福祉手帳所持者数**

区 分		平成 15 年 度	平成 16 年 度	平成 17 年 度	平成 18 年 度	平成 19 年 度
身体障害者 手帳	男	4,136	3,930	3,705	3,461	3,232
	女	3,809	3,635	3,455	3,240	3,057
	計	7,945	7,565	7,160	6,701	6,289
療育手帳	男	508	506	492	472	452
	女	334	328	323	312	297
	計	842	834	815	784	749
精神保健福 祉手帳	男	40	71	104	125	175
	女	25	50	70	105	170
	計	65	121	174	230	345
計	男	4,684	4,507	4,301	4,058	3,859
	女	4,168	4,013	3,848	3,657	3,524
	計	8,852	8,520	8,149	7,715	7,383

## 9. 地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）利用者数

地域福祉権利擁護事業（日常生活支援事業）の実利用者数の推移は、図 5 の通りです。表からもわかるように、平成 19 年度（2007 年度）の実績は 11 月 1 日現在にもかかわらず、平成 15 年（2003 年）の 5 倍以上の伸びとなっています。高齢化社会が進展するにつれ、ちょっとした金銭管理や生活支援に対するニーズは増加することが予想され、地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）の利用者数も増加していくことが予想されます。

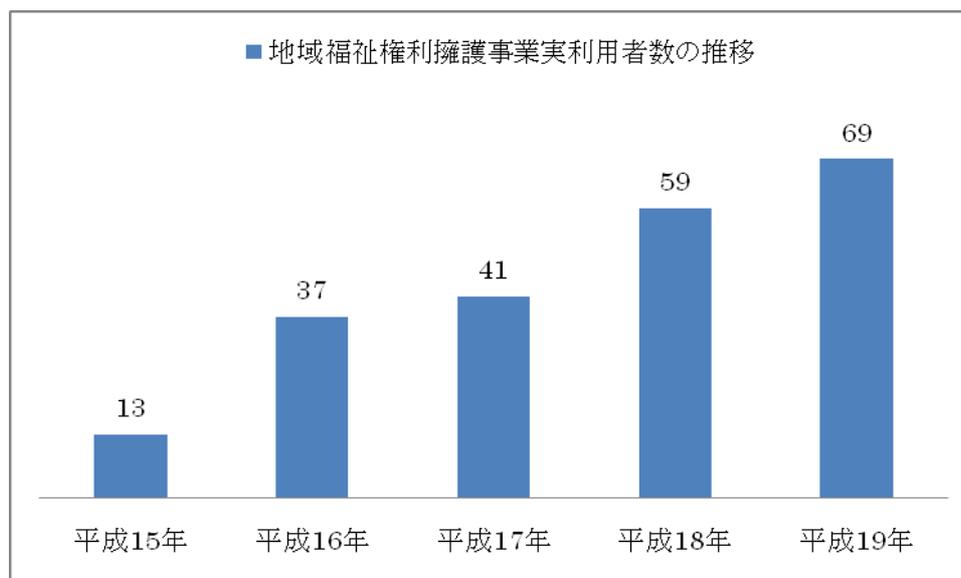


図 5 地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）実利用者数の推移

## 10. 生活保護の実施状況

生活保護を受けている世帯数・保護人員数ともに、増加傾向にあります。ただし、人口の増加に伴い人口 1000 人当たりに対する被保護人員数である保護率は若干減少しています（表 9）。

表 9 生活保護世帯、保護人員、保護率の推移

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
保護世帯	1,114	1,163	1,281	1,291	1,335
保護人員	1,628	1,673	1,818	1,820	1,852
保護率	13.0	12.3	10.8	10.8	10.9

保護率は 1000 分の 1 (‰)